



2020年8月18日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

韓国の移転価格文書規定について

韓国では2015年に、「国際租税調整法（The Law for Coordination of International Tax Affairs：LCITA）」を発行し、BEPS 行動計画を反映した新たな制度を導入したことで、2016年1月1日以降開始する事業年度より、一定規模の関連者間取引を超える韓国法人は、「統合企業報告書」（以下、「マスターファイル」又は「MF」）と「個別企業報告書」（以下、「ローカルファイル」又は「LF」）を含む国際取引情報統合報告書（以下、「移転価格文書」）の提出が義務付けられることとなりました。

1. 開始時期及び作成期限

新たな韓国移転価格税制は2016年1月1日以降開始する事業年度より適用が開始され、免除規定を満たさない限り、韓国法人は移転価格文書の提出が義務付けられました。

（BEPS 移転価格文書化義務を有する法人）

ローカルファイル及びマスターファイルを含む移転価格文書については韓国法人の事業年度終了日から3か月以内（連結納税申告を採用している場合は4か月以内）の作成が求められています（例：韓国法人の事業年度終了日が2020年3月末の場合、6月末（又は7月末）までに作成）。また、マスターファイル及びローカルファイルは、対象法人の事業年度終了日から12か月以内に税務当局に提出することが義務付けられています。

（BEPS 移転価格文書化義務を有しない法人）

なお、BEPS 移転価格文書化義務を有しない法人でも、課税当局は国外関連者間取引の正常価格（独立企業間価格）算出方法と関連する資料の提出を求めることができます（国租法第11条第3項）。課税当局から資料提出を求められた者は、求められた日から 60日以内に当該資料を提出しなければなりません。

2. 移転価格文書の範囲

韓国は OECD 加盟国であり、移転価格文書化規定は、概ね BEPS 行動計画 13 に規定される MF 及び LF に準拠した内容となっているため、作成すべき移転価格文書は当該規定に基づいて作成することになります。なお、移転価格文書の**作成言語は韓国語**で作成することが求められています。マスターファイルは英語での作成及び提出も可能ですが、英語版を提出した後 1 か月以内に韓国語に翻訳することが求められています。

3. 対象となる法人及び取引

国外関連取引がある韓国の現地法人が対象となりますが、以下に該当した場合にはマスターファイル及びローカルファイルの提出義務が課せられます。

(マスターファイル及びローカルファイルの移転価格文書化義務を有する法人)

- ・ 事業年度の収入が 1,000 億韓国ウォン（約 90 億円）以上の場合、かつ
- ・ 事業年度の関連会社間取引額が 500 億韓国ウォン（約 45 億円）以上の場合

4. ペナルティ

BEPS 移転価格文書化義務を有する法人が提出期限内にマスターファイル又はローカルファイルを提出しない場合には、**報告書別に 10 百万韓国ウォン（約 90 万円）**のペナルティが課されます。また、課税当局から国外関連者間取引の正常価格（独立企業間価格）算出方法と関連する資料の提出を求められた者は、求められた日から 60 日以内に正当な理由なしに当該資料を期限内に提出しない場合には最高で **30 百万韓国ウォン（約 270 万円）**のペナルティが発生します。

なお、仮に移転価格課税がおこなわれてもペナルティ・リリーフ（10%の過少申告加算税の免除）の制度を活用したい場合は、法人税申告書の提出期限までローカルファイルを作成し、韓国税務当局から提出要求があった場合 **30 日以内の提出**が必要となります。¹

以上

(問い合わせ)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp

¹ 国租法施行令第 23 条